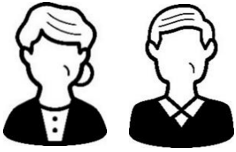


満65歳以上の方に



補聴器の購入費を一部補助します

補助の目的

北栄町では、聴力機能の低下によって日常生活に不便が生じている高齢者の方を対象に、コミュニケーションが取りづらくなったことによる閉じこもりや認知機能の低下を予防し、積極的な社会参加および地域交流を支援するため、補聴器の購入費の一部を補助します。

補聴器と上手に付き合うことで「よい聞こえ」を維持し、家族や友人と楽しくコミュニケーションを取って、認知症やフレイル予防を積極的に行いましょう。

対象者

次の①～⑥のすべてに該当する方

- ① 北栄町内に住所がある、満65歳以上の方
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ③ 両耳の聴力レベルを平均して40デシベル以上70デシベル未満の方、
または40デシベル未満でも医師が補聴器の必要性を認めた方
- ④ 積極的な社会参加や地域交流に取り組まれる方
- ⑤ 町民税非課税である方
- ⑥ 町税等に滞納がない方



補助内容

補聴器本体の購入費用の半額を、30,000円を上限として補助します。

補助金を受けたことがある方でも、前回の補助金交付から5年を経過した方は、再度申請が可能となります。

※片耳、両耳を問わず上限は30,000円です。

※補助金の対象は補聴器本体のみです。その他の付属品や集音器は対象外です。

※付属品や修理、メンテナンスは補助の対象外です。

交付決定通知より先に補聴器を購入した場合、補助の対象外となります。

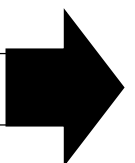
お問合せ先

北栄町福祉課 介護保険室（大栄庁舎1階）

電話 (0858)-37-5875

ファクシミリ (0858)-37-5339

補助金交付の流れ：裏面に記載しています



申請から補助金交付までの流れ

申請者が行うもの

(1) 補助金の申請

①申請書の入手

申請書は、福祉課（大栄庁舎1階）、北条支所、町ホームページより入手できます。

②耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師が補聴器の必要性を認めることを、申請書の「医師による証明」欄に記入してもらってください。

※受診料、文書料等の医療機関でかかる費用は自己負担です。

③補聴器販売店で見積書の作成

次に補聴器販売店に行き、購入する補聴器を決定し、購入予定の補聴器の見積書を作成してもらってください。

※この時点では補聴器は購入しないでください。

④申請

申請書に必要事項を記入の上、上記③の見積書を添付して福祉課まで提出してください。



(2) 交付決定の通知

申請内容を確認し、交付の可否を決定します。交付決定者には、交付決定通知書および補助金請求書を申請者に送付します。

※審査の結果、補助の対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知を申請者に送付します。



(3) 補聴器の購入・請求

①購入

「(1) ③」で決定した補聴器を購入し、店舗から領収書を受け取ってください。

※補助対象は、補聴器本体のみです。その他の付属品などは対象外となります。

※領収書は、本人氏名、購入日、購入品（型番）、購入金額、発行者、発行者印が入っていれば様式は問いません。

②請求

「(2)」で送付した補助金請求書に必要事項を記入・捺印の上、領収書および交付決定通知書の写しを添付して、福祉課まで提出してください。

※請求は交付決定を受けた年度内に行ってください。



(4) 口座振込

指定された口座に補助金を振り込みます。

請求書等の提出から振込までに1か月程度かかりますので、予めご了承ください。